

平成27年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月18日 午前10時00分		
	散 会	9月18日 現場踏査後散会		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成27年第 3 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 1 号

平成27年 9 月18日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第 41 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第 42 号	今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について	説 明
7	議案第 43 号	今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定につ いて	説 明
8	議案第 44 号	今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第 45 号	平成27年度今帰仁村一般会計第 3 回補正予算について	説 明
10	議案第 46 号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について	説 明
11	議案第 47 号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算につ いて	説 明
12	議案第 48 号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第 1 号補正予算について	説 明
13	認定第 1 号	平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
14	認定第 2 号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	説 明
15	認定第 3 号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	説 明
16	認定第 4 号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について	説 明
17	報告第 6 号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書につ いて	報 告
18	報告第 7 号	平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告に ついて	報 告
19		現場踏査	

○ 議長 東恩納寛政君 おはようございます。ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、直ちに平成27年第3回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月29日までの12日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書が、お手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

1. 6月4日 北部地区町村監査委員協議会理事会・総会・研修会が開催されました。

2. 6月5日 平成27年度今帰仁村民児協総会が開催されました。

3. 6月28日 平成27年度今帰仁中学校運動会が行われました。

4. 7月16日 岡崎市議会行政視察(議長対応)

5. 7月17日 北部広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催されました。

6. " し尿処理施設基幹改良工事竣工報告会及び懇親会が開催されました。

7. 7月24日 グスク桜まつり実行委員会が開催されました。

8. 7月28日 県産品優先使用の要請行動に参加しました。

9. 7月29日 大宜味村議会行政視察(議長対応)

10. 7月30日 北部振興会総会が開催されました。

11. 8月1日 グスクを学ぶ会10周年講演会が開催されました。

12. 8月2日 玉城区地域活動拠点活性化施設落成式が開催されました。

13. 8月4日 今帰仁村畜産共進会が開催されました。

14. 8月6日 村まつり実行委員会・古宇利島マジックアワーRUN大会実行委員会が開催されました。

15. 8月10日 北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が開催されました。
16. 8月11日 町村議会正副議長・正副委員長研修会が開催されました。
17. 8月12日 スポーツレク大会・交流会が開催されました。
18. 8月13日 北部広域決算審査が行われました。
19. 8月14日 乙羽会夏まつりが開催されました。
20. 8月20日 北部市町村議会議長会定例総会が伊平屋で開催されました。

～21日

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許可します。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 皆さん、おはようございます。村政行政報告書がお手元に配付されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。朗読は省略します。

6月1日・2日 (5月31日～) 市町村長視察研修に参加しました。

5日 平成27年度今帰仁村民児協総会を開催しました。

6日 沖縄県花き農協出荷打ち上げ式が開催されました。

8日 自衛隊募集相談員委嘱状交付式が開催されました。

9日 今帰仁村土地改良区理事会が開催されました。

14日 村壮年ソフトボール大会が開催されました。

19日 村老人クラブ大会が開催されました。

22日 村観光協会総会が開催されました。

〃 第1回今帰仁村幼保連携一体化総合整備計画庁内策定委員会を開催しました。

23日 沖縄県全戦没者追悼式が開催されました。

25日 村文化協会総会が開催されました。

26日 市町村職員互助会総会、園芸農業振興基金協会総会が開催されました。

28日 平成27年度今帰仁中学校運動会が行われました。

7月 6日 茸第1施設・第2施設運営協議会を開催しました。

16日 北部広域理事会が開催されました。

〃 人権擁護委員、墓地基本計画策定委員への委嘱状交付式が行われました。

17日 清掃組合し尿処理施設基幹改良工事竣工報告会及び懇親会が開催されました。

24日 グスク桜まつり実行委員会を開催しました。

28日 県産品優先使用の要請行動に参加しました。

29日 本部地区安全なまちづくり推進協議会が開催されました。

30日 北部振興会が開催されました。

7月 30日 北部地区母子保健推進員研修会・交流会が開催されました。

31日 沖縄県地域振興対策協議会総会・沖縄県国民健康保険団体連合会総会・沖縄県介護保険広域連合運営会議が開催されました。

8月 1日 グスクを学ぶ会10周年講演会が開催されました。

- 8月 2日 玉城区地域活動拠点活性化施設落成式が開催されました。
4日 今帰仁村畜産共進会が開催されました。
6日 村まつり実行委員会・古宇利島マジックアワーRUN大会実行委員会を開催しました。
10日 運天港三村交流事業実行委員会が開催されました。
〃 北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が開催されました。
14日 乙羽会夏まつりが開催されました。
26日 世界文化遺産保存活用協議会が開催されました。
31日 北部広域市町村圏事務組合理事会が開催されました。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第5. 「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 皆さん、おはようございます。

議案第41号

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村の職員定数について、退職者を定数外とすることで職員定数を適正なものとするために、この議案を提出します。

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を、次のように改正する。

第4条第1項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により退職にされた職員

(3) 法第55条の2の規定により許可を受けた職員

第4条第2項中「1年を超えない期間に限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第6. 「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第42号

今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、特定個人情報の適正な取扱いを定めるべく、この議案を提出します。

今帰仁村特定個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定個人情報の取扱い（第3条－第10条）

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第11条－第22条）

第2節 訂正（第23条－第29条）

第3節 利用停止（第30条－第35条）

第4節 不服申立て（第36条－第38条）

第4章 雑則（第39条－第42条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、今帰仁村における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに今帰仁村が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 今帰仁村個人情報保護条例（平成15年条例第2号）第2条第4号に規定する実施機関
- (2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第6項に規定する本人
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報
- (4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、図面及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）
- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル
- (6) 情報提供等記録番号 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報

第2章 特定個人情報の取扱い

(特定個人情報の収集等の制限)

第3条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないものとする。

(特定個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、番号法又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有特定個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、特定個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第8条 特定個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は特定個人情報の取扱いの委託を受けた者の当該受託に係る業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないものとする。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該開示請求に係る保有特定個人情報を保有している実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有特定個人情報記録されている文書の名称その他の開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有特定個人情報の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人による開示請求がなされた場合にあつては、当該本人をいう。次号及び次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員法（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有特定個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、

前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有特定個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有特定個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る保有特定個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者（以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第2号イに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（第36条及び第37条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有特定個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有特定個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有特定個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第17条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限

りでない。

(手数料等)

第22条 保有特定個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者が、写しの交付又は送付による保有特定個人情報の開示を求めたときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、規則で定めるところにより、当該開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(訂正請求の手続)

第24条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有特定個人情報の訂正義務)

第25条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第27条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ウ 第9条の規定に違反して利用されているとき。

エ 第3条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有特定個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内になしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する、裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、今帰仁村個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問した旨の通知)

第37条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第38条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

(適用除外等)

第39条 今帰仁村個人情報保護条例の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

2 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第40条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有特定個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第41条 実施機関は、実施機関における特定個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、番号法の施行の日から施行する。

条例を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

○ **議長 東恩納寛政君** 日程第7. 「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ **副村長 大城清紀君**

議案第43号

今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の制定に伴い、地方版人口ビジョン・総合戦略を策定するための策定委員会の設置に関して条例を制定する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例

（設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、今帰仁村人口ビジョン・総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）総合戦略の策定に関すること。
- （2）総合戦略（5年間）における進行管理及び評価に関すること。
- （3）その他村長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、住民、産官学等、その他村長が必要と認める者の中から村長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、総合戦略の計画期間が終了するまでとする。ただし、任期中であってもその本来の職務を離れたときは、当該委員はその職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を進行する。ただし、最初に行われる会議は村長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員には、地方自治法第203条の2の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、別表による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

1 報酬	
委員長	4,400円
副委員長及び委員	4,000円
2 費用弁償	
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項の規定に準ずる。	

条例を添付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第8. 「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第44号

今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削る

必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例

(今帰仁村手数料条例の一部改正)

第1条 今帰仁村手数料条例（平成12年今帰仁村条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民基本台帳カードの交付	1件につき 500円
--------------	------------

」を

「

住民基本台帳カードの交付	1件につき 500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1件につき 500円

」に

改める。

第2条 今帰仁村手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民基本台帳カードの交付	1件につき 500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1件につき 500円

」を

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付は除く。）	1件につき 800円
番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1件につき 500円

」に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から施行し、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

条例案を添付してございますので、お目通し願います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第9. 「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第45号

平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億166万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		1,602	550	2,152
	1 地方特例交付金	1,601	550	2,151
11 使用料及び手数料		46,303	1,100	47,403
	2 手数料	7,801	1,100	8,901
15 国庫支出金		520,154	12,262	532,416
	1 国庫負担金	274,744	8,579	283,323
	2 国庫補助金	242,804	3,608	246,412
	3 国庫委託金	2,606	75	2,681
16 県支出金		1,091,798	1,111	1,092,909
	2 県補助金	885,765	1,111	886,876
18 寄附金		411	4,550	4,961
	1 寄附金	411	4,550	4,961
19 繰入金		117,874	9,781	127,655
	1 繰入金	117,874	9,781	127,655
20 繰越金		10,000	245,427	255,427
	1 繰越金	10,000	245,427	255,427
21 諸収入		189,525	100	189,625
	5 受託事業収入	31,719	100	31,819

款	項	補正前の額	補正額	計
22 村 債		265,900	23,025	288,925
	1 村 債	265,900	23,025	288,925
歳入合計		5,103,759	297,906	5,401,665

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		78,998	285	79,283
	1 議会費	78,998	285	79,283
2 総務費		593,974	248,052	842,026
	1 総務管理費	481,381	235,119	716,500
	2 徴税費	68,653	9,133	77,786
	3 戸籍住民登録費	27,316	3,678	30,994
	5 統計調査費	4,591	0	4,591
	6 監査委員費	1,573	122	1,695
3 民生費		1,539,332	△2,956	1,536,376
	1 社会福祉費	1,000,578	3,017	1,003,595
	2 児童福祉費	538,754	△5,973	532,781
4 衛生費		321,015	7,742	328,757
	1 保健衛生費	136,183	5,894	142,077
	2 清掃費	184,832	1,848	186,680
6 農業水産業費		645,783	1,114	646,897
	1 農業費	576,072	774	576,846
	2 林業費	10,772	180	10,952
	3 水産業費	58,939	160	59,099
7 商工費		197,643	3,831	201,474
	1 商工費	197,643	3,831	201,474
8 土木費		385,900	5,055	390,955
	1 土木管理費	13,824	174	13,998
	2 道路橋梁費	266,059	6,590	272,649
	3 河川費	57,439	△3,000	54,439
	4 港湾費	21,367	391	21,758
	5 住宅費	27,211	900	28,111

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		687,817	15,507	703,324
	1 教育総務費	112,264	2,479	114,743
	2 小学校費	66,779	3,209	69,988
	3 中学校費	27,095	1,111	28,206
	4 幼稚園費	38,685	2,441	41,126
	5 社会教育費	194,305	4,490	198,795
	6 保健体育費	248,689	1,777	250,466
11 災害復旧費		3	19,276	19,279
	1 農林水産施設 災害復旧費	2	19,276	19,278
歳出合計		5,103,759	297,906	5,401,665

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
村づくり交付金（西部地区）	千円 6,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすることが できる。	千円 6,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	政府資金につ	
村づくり交付金（中部地区）	2,800	〃			6,400	証書借入		5.0%以内	政府資金につ
村づくり交付金（東部地区）	14,500	〃			2,800	〃		(ただし、	いては、その
漁村再生交付金事業	6,700	〃			14,500	〃		利率見直し	融資条件によ
与那嶺諸志線道路改築事業	23,000	〃			6,700	〃		方式で借り	り、銀行その
村道古宇利線改良事業	14,900	〃			23,000	〃		入れる政府	他の場合では
村営兼次第2団地新築事業	5,700	〃			14,900	〃		資金及び地	その債権者と
沖縄振興特別推進交付金事業	50,200	〃			5,700	〃		方公共団体	協定するもの
史跡今帰仁城跡買上事業	3,700	〃			50,200	〃		金融機構資	による。ただ
臨時財政対策債	138,000	〃			3,800	〃		金につい	し、村財政の
富原林道災害復旧事業	0	〃			153,225	〃		て、利率の	都合により据
					7,700	〃		見直しを	置期間及び償
								行った後に	還期限を短縮
								おいては当	し、又は繰上
					該見直し後	償還もしくは			
					の利率)	は、低利に借			
						換えすること			
						ができる。			
合 計	265,900		288,925						

続きまして総括は割愛いたします。歳入歳出とも割愛いたしまして、8ページから歳入の説明に入りますけれども、300万円以上の額について説明をしていきますので、よろしくお願いいたします。

9ページをお願いします。歳入ですけれども、14款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料でございますけれども、これは補正額110万円、これは2節の一般廃棄物手数料、今回から来年2月からごみの有料化に伴いまして、新たに指定ごみ袋を販売手数料が計上されております。

10ページをお願いします。歳入15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額が857万9,000円、これは1節の農林水産施設災害復旧費でございます。

続きまして11ページをお願いします。1目総務費国庫補助金、補正額が360万8,000円、これは1節の総務費補助金でございます。

続きまして14ページをお願いします。18款の寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額455万円、これは1節の寄附金でございます。

続きまして15ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額が978万1,000円となっております。これは1節の繰入金でございます。

続きまして16ページをお願いします。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億4,542万7,000円、これは1節の繰越金でございます。

続きまして18ページをお願いします。22款村債、1項村債、6目災害債770万円の増は、これは2節の農林施設災害復旧債でございます。続きまして7目その他債が1,522万5,000円の補正増でございます。これは1節のその他債でございます。

続きまして歳出に入ります。20ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が438万円、これは主なものが4節の共済費の減額、13節の委託料の増によるものでございます。

続きまして21ページをお願いします。同じく2款総務費の4目財産管理費が2億2,546万9,000円の増は、これは25節の積立金でございます。続きまして5目企画費、補正額は487万3,000円でございます。これは主なものが13節の委託料によるものでございます。

続きましては23ページをお願いします。同じく2款総務費でございます。2項徴税费、1目税務総務費が補正額は913万3,000円でございます。これは2節の給料、3節職員手当等が主なものでございます。

続きまして24ページをお願いします。同じく2款総務費でございますけれども、これは3項の戸籍住民登録費の1目戸籍住民登録費、補正額が367万8,000円でございます。これは19節の負担金、補助及び交付金が主な要因でございます。

続きまして27ページをお願いします。3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額が891万3,000円でございます。これは2節の給料が主な要因となっております。続きまして1項の社会福祉費、2目老人福祉費が減額の834万4,000円となっております。これは2節の給料の減、職員手当等の減が主な要因でございます。

続きまして29ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費の3目保育所費の補正額が減額の721万3,000円でございます。これは2節の給料等が主な要因となっております。

37ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、6目観光力基盤強化事業が補正額が307万円となっ

ております。これは主な要因といたしましては、15節工事請負費によるものでございます。

続きまして39ページお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、補正額は520万円でございます。これは15節の工事請負費が主な要因となっております。

続きまして41ページお願いします。同じく8款土木費、2目河川改良費、補正額が減額の300万円となっております。これは主な要因といたしましては、13節委託料の減でございます。

続きまして45ページお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額が300万9,000円でございます。これは11節の需用費が主な要因となっております。

52ページお願いします。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費の補正額が1,927万6,000円となっております。これは15節の工事請負費が主な要因でございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第10. 「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第46号

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,011万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,722万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		543,433	30,590	574,023
	1 国民健康保険税	543,433	30,590	574,023
4 国庫支出金		637,400	28,318	665,718
	1 国庫負担金	367,252	19,872	387,124
	2 国庫補助金	270,148	8,446	278,594
5 療養給付費交付金		45,335	2,000	47,335
	1 療養給付費交付金	45,335	2,000	47,335
7 県支出金		116,844	3,379	120,223
	2 県補助金	99,001	3,379	102,380
9 共同事業交付金		311,533	255,827	567,360
	1 共同事業交付金	311,533	255,827	567,360
歳入合計		1,967,109	320,114	2,287,223

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		969,426	62,100	1,031,526
	1 療養諸費	827,220	50,000	877,220
	2 高額療養費	126,896	12,100	138,996
3 後期高齢者支援金等		199,307	331	199,638
	1 後期高齢者支援金等	199,307	331	199,638
7 共同事業拠出金		311,560	250,811	562,371
	1 共同事業拠出金	311,560	250,811	562,371
11 諸支出金		6,161	7,611	13,772
	1 償還金及び還付加算金	6,161	7,611	13,772
12 繰上充用金		300,526	△739	299,787
	1 繰上充用金	300,526	△739	299,787
歳出合計		1,967,109	320,114	2,287,223

続きまして3ページの総括は割愛いたします。4ページも総括割愛いたしまして、5ページお願いします。歳入1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額が2,297万9,000円、これは1節の医療給付費分現年課税分でございます。続きまして2目退職被保険者等国民健康保険税が補正額といたしまして761万1,000円でございます。これは1節の医療給付費分現年課税分と

なっております。

続きまして6ページお願いします。4款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金が補正額1,987万2,000円でございます。これは1節の現年度分でございます。

続きまして7ページお願いします。4款国庫支出金、2項の国庫補助金は、1目財政調整交付金、補正額は844万6,000円でございます。これは1節の財政調整交付金によるものでございます。

9ページお願いします。7款県支出金、2項県補助金、2目財政調整交付金、補正額337万9,000円、1節の財政調整交付金でございます。

10ページお願いします。9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額2億5,582万7,000円は、1節の保険財政共同安定化事業交付金でございます。

続きまして歳出をお願いします。11ページです。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額が5,000万円、これは19節の負担金、補助及び交付金でございます。

12ページお願いします。同じく2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額が1,000万円でございます。これは19節負担金、補助及び交付金でございます。

14ページお願いします。歳出でございます。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額が2億5,081万1,000円でございます。これは19節の負担金、補助及び交付金でございます。

15ページお願いします。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額が761万1,000円でございます。これは23節償還金、利子及び割引料でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第11。「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第47号

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,367万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	672	673
	1 繰越金	1	672	673
歳入合計		82,999	672	83,671

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,986	672	3,658
	1 総務管理費	2,966	672	3,638
歳出合計		82,999	672	83,671

この補正67万2,000円でございますので、予算書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第12. 「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第48号

平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成27年度簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	465,184千円	1,680千円	466,864千円
第1項 営業費用	429,354千円	1,680千円	431,034千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,466万円は当年度分損益勘定留保資金2,466万円で補てんするものとする。）

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	682,432千円	12,400千円	694,832千円
第1項 企業債	172,000千円	12,400千円	184,400千円
	支	出	
第1款 資本的支出	723,482千円	△3,990千円	719,492千円
第1項 建設改良費	570,581千円	△990千円	569,591千円
第4項 その他資本的支出	103,000千円	△3,000千円	100,000千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的及び限度額の予定額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天底地区簡易水道事業	千円 54,700	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 54,700	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
諸志地区簡易水道事業	69,800		69,800					
湧川地区簡易水道事業	47,500		47,500					
公営企業会計適用事業	0		12,400					
計	172,000				184,400			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	37,970千円	△1,330千円	36,640千円

平成27年9月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降に予算に関する説明書が添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

- 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。(休憩時刻 午前10時47分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午前11時00分)

日程第13. 「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君
認定第1号

平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

決算書は、皆さんのお手元にあるかと思いますが、この説明につきましては、総務課長のほうから説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 それでは、私のほうから平成26年度一般会計歳入歳出決算書をご説明いたします。それでは2ページ、3ページをお開きください。

平成26年度歳入歳出決算総括表

(歳入)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入割合	
											予算現額対	調定額対
一般会計	5,179,204,000	811,588,000	331,913,000	0	6,322,705,000	6,503,296,684	6,165,623,783	2,550,191	335,122,710	157,081,217	97.51	94.80
国民健康保険特別会計	1,710,471,000	587,548,000	0	0	2,298,019,000	1,884,817,807	1,839,763,497	9,162,100	35,892,240	458,255,533	80.05	97.60
後期高齢者医療特別会計	82,178,000	2,806,000	0	0	84,984,000	84,621,199	83,389,526	292,893	938,780	1,594,474	98.12	98.54
合計	6,971,853,000	1,401,942,000	331,913,000	0	8,705,708,000	8,472,735,690	8,088,776,776	12,005,184	371,953,730	616,931,224	92.91	95.46

(歳出)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	予算現額と支出済額との割合
							継続費通次	繰越明許費	事故繰越		
一般会計	5,179,204,000	811,588,000	331,913,000	0	6,322,705,000	5,901,416,271	0	352,373,000	0	68,915,729	93.33
国民健康保険特別会計	1,710,471,000	587,548,000	0	0	2,298,019,000	2,139,550,280	0	0	0	158,468,720	93.10
後期高齢者医療特別会計	82,178,000	2,806,000	0	0	84,984,000	82,716,568	0	0	0	2,267,432	97.33
合計	6,971,853,000	1,401,942,000	331,913,000	0	8,705,708,000	8,123,683,119	0	352,373,000	0	229,651,881	93.31

続きまして、歳入の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度 今帰仁村一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 村 税		562,964,000	638,211,187	597,283,486	2,550,191	38,377,510	△34,319,486
	1 村 民 税	175,852,000	203,155,143	192,559,116	1,411,491	9,184,536	△16,707,116
	2 固 定 資 産 税	300,076,000	344,166,181	315,961,869	951,500	27,252,812	△15,885,869
	3 軽 自 動 車 税	27,473,000	30,155,100	28,027,738	187,200	1,940,162	△554,738
	4 市町村たばこ税	59,561,000	60,734,763	60,734,763	0	0	△1,173,763
	5 特別土地保有税	2,000	0	0	0	0	2,000
2 地 方 譲 与 税		47,232,000	45,058,000	45,058,000	0	0	2,174,000
	1 地方揮発油譲与税	14,161,000	13,491,000	13,491,000	0	0	670,000
	2 自動車重量譲与税	33,070,000	31,567,000	31,567,000	0	0	1,503,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
3 利子割交付金		858,000	831,000	831,000	0	0	27,000
	1 利子割交付金	858,000	831,000	831,000	0	0	27,000
4 配当割交付金		1,244,000	1,232,000	1,232,000	0	0	12,000
	1 配当割交付金	1,244,000	1,232,000	1,232,000	0	0	12,000
5 株式等譲渡所得割 交 付 金		926,000	926,000	926,000	0	0	0
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	926,000	926,000	926,000	0	0	0
6 地方消費税交付金		74,184,000	74,184,000	74,184,000	0	0	0
	1 地方消費税交付金	74,184,000	74,184,000	74,184,000	0	0	0
7 ゴルフ場利用税交付金		14,100,000	13,931,900	13,931,900	0	0	168,100
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,100,000	13,931,900	13,931,900	0	0	168,100

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 自動車取得税交付金		4,438,000	4,329,000	4,329,000	0	0	109,000
	1 自動車取得税交付金	4,438,000	4,329,000	4,329,000	0	0	109,000
10 地方特例交付金		1,202,000	1,816,000	1,816,000	0	0	△614,000
	1 地方特例交付金	1,201,000	1,816,000	1,816,000	0	0	△615,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	1,000
11 地方交付税		2,162,802,000	2,309,350,000	2,309,350,000	0	0	△146,548,000
	1 地方交付税	2,162,802,000	2,309,350,000	2,309,350,000	0	0	△146,548,000
12 交通安全対策特別 交 付 金		1,601,000	2,072,000	2,072,000	0	0	△471,000
	1 交通安全対策特別 交 付 金	1,601,000	2,072,000	2,072,000	0	0	△471,000
13 分担金及び負担金		79,616,000	80,912,606	80,396,206	0	516,400	△780,206
	1 分 担 金	36,016,000	33,870,614	33,870,614	0	0	2,145,386
	2 負 担 金	43,600,000	47,041,992	46,525,592	0	516,400	△2,925,592
14 使用料及び手数料		40,895,000	45,147,488	39,675,188	0	5,472,300	1,219,812
	1 使 用 料	33,665,000	37,339,479	31,867,179	0	5,472,300	1,797,821
	2 手 数 料	7,230,000	7,808,009	7,808,009	0	0	△578,009
15 国庫支出金		735,320,000	730,007,167	577,520,167	0	152,487,000	157,799,833
	1 国庫負担金	303,998,000	301,326,919	295,234,919	0	6,092,000	8,763,081
	2 国庫補助金	427,243,000	424,170,000	277,775,000	0	146,395,000	149,468,000
	3 国庫委託金	4,079,000	4,510,248	4,510,248	0	0	△431,248

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
16 県 支 出 金		1,526,704,000	1,519,361,159	1,382,177,159	0	137,184,000	144,526,841
	1 県 負 担 金	186,293,000	184,730,222	184,730,222	0	0	1,562,778
	2 県 補 助 金	1,301,649,000	1,293,972,123	1,156,788,123	0	137,184,000	144,860,877
	3 県 委 託 金	38,762,000	40,658,814	40,658,814	0	0	△1,896,814
17 財 産 収 入		21,622,000	22,097,162	22,097,162	0	0	△475,162
	1 財 産 運 用 収 入	19,769,000	20,247,482	20,247,482	0	0	△478,482
	2 財 産 売 払 収 入	1,853,000	1,849,680	1,849,680	0	0	3,320
18 寄 附 金		38,966,000	34,848,000	34,848,000	0	0	4,118,000
	1 寄 附 金	38,966,000	34,848,000	34,848,000	0	0	4,118,000
19 繰 入 金		192,879,000	192,879,000	192,879,000	0	0	0
	1 繰 入 金	192,879,000	192,879,000	192,879,000	0	0	0
20 繰 越 金		190,442,000	190,441,754	190,441,754	0	0	246
	1 繰 越 金	190,442,000	190,441,754	190,441,754	0	0	246
21 諸 収 入		219,227,000	240,678,261	239,592,761	0	1,085,500	△20,365,761
	1 延滞金、加算金 及び	577,000	1,722,357	1,722,357	0	0	△1,145,357
	2 預 金 利 子	150,000	136,383	136,383	0	0	13,617
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑 入	185,798,000	211,205,270	210,119,770	0	1,085,500	△24,321,770
	5 受託事業収入	32,701,000	27,614,251	27,614,251	0	0	5,086,749
22 村 債		405,483,000	354,983,000	354,983,000	0	0	50,500,000
	1 村 債	405,483,000	354,983,000	354,983,000	0	0	50,500,000
歳 入 合 計		6,322,705,000	6,503,296,684	6,165,623,783	2,550,191	335,122,710	157,081,217

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	議会費	74,979,000	74,138,655	0	840,345	840,345
	1 議会費	74,979,000	74,138,655	0	840,345	840,345
2	総務費	1,100,810,000	1,019,712,205	62,956,000	18,141,795	81,097,795
	1 総務管理費	964,338,000	885,588,055	62,956,000	15,793,945	78,749,945
	2 徴税費	78,783,000	77,438,291	0	1,344,709	1,344,709
	3 戸籍住民登録費	28,927,000	28,546,973	0	380,027	380,027
	4 選挙費	24,986,000	24,747,839	0	238,161	238,161
	5 統計調査費	2,174,000	1,814,059	0	359,941	359,941
	6 監査委員費	1,602,000	1,576,988	0	25,012	25,012
3	民生費	1,650,164,000	1,634,443,954	0	15,720,046	15,720,046
	1 社会福祉費	1,157,104,000	1,143,975,234	0	13,128,766	13,128,766
	2 児童福祉費	493,060,000	490,468,720	0	2,591,280	2,591,280
4	衛生費	334,039,000	330,796,163	0	3,242,837	3,242,837
	1 保健衛生費	149,881,000	147,010,116	0	2,870,884	2,870,884
	2 清掃費	184,158,000	183,786,047	0	371,953	371,953
5	労働費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 失業対策費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	農林水産業費	828,180,000	704,751,466	115,043,000	8,385,534	123,428,534
	1 農業費	792,940,000	670,412,084	115,043,000	7,484,916	122,527,916
	2 林業費	20,936,000	20,514,917	0	421,083	421,083
	3 水産業費	14,304,000	13,824,465	0	479,535	479,535

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
7 商 工 費		220,622,000	202,010,262	16,466,000	2,145,738	18,611,738
	1 商 工 費	220,622,000	202,010,262	16,466,000	2,145,738	18,611,738
8 土 木 費		632,119,000	479,397,835	149,372,000	3,349,165	152,721,165
	1 土 木 管 理 費	12,584,000	12,332,663	0	251,337	251,337
	2 道 路 橋 梁 費	505,810,000	353,904,903	149,372,000	2,533,097	151,905,097
	3 河 川 費	83,847,000	83,720,294	0	126,706	126,706
	4 港 湾 費	21,533,000	21,396,806	0	136,194	136,194
	5 住 宅 費	8,345,000	8,043,169	0	301,831	301,831
9 消 防 費		185,297,000	185,297,000	0	0	0
	1 消 防 費	185,297,000	185,297,000	0	0	0
10 教 育 費		758,701,000	750,529,348	0	8,171,652	8,171,652
	1 教 育 総 務 費	108,019,000	106,729,578	0	1,289,422	1,289,422
	2 小 学 校 費	79,085,000	78,474,659	0	610,341	610,341
	3 中 学 校 費	29,639,000	29,455,413	0	183,587	183,587
	4 幼 稚 園 費	31,548,000	31,297,798	0	250,202	250,202
	5 社 会 教 育 費	243,190,000	238,837,545	0	4,352,455	4,352,455
	6 保 健 体 育 費	267,220,000	265,734,355	0	1,485,645	1,485,645
11 災 害 復 旧 費		16,598,000	8,049,520	8,536,000	12,480	8,548,480
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	14,704,000	6,166,000	8,536,000	2,000	8,538,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,894,000	1,883,520	0	10,480	10,480
12 公 債 費		520,542,000	512,289,863	0	8,252,137	8,252,137
	1 公 債 費	520,542,000	512,289,863	0	8,252,137	8,252,137

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
13 諸 支 出 金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 災害援護資金貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予 備 費		650,000	0	0	650,000	650,000
	1 予 備 費	650,000	0	0	650,000	650,000
歳 出 合 計		6,322,705,000	5,901,416,271	352,373,000	68,915,729	421,288,729

歳入歳出差引残額 264,207,512 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は歳入歳出差引不足額 0 円
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成27年7月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事項別明細書については、割愛させていただきます。お目通しいただきたいと思います。
最後に155ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		6,165,623,783 円
2. 歳出総額		5,901,416,271 円
3. 歳入歳出差引額		264,207,512 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費過次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	8,781,000 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	8,781,000 円
5. 実質収支額		255,426,512 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第14. 「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第2号

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出の説明につきましては、福祉保健課長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん お手元の国民健康保険特別会計、平成26年度の歳入歳出決算書に基

づいてご説明をさせていただきます。

2ページ、3ページとなります。よろしくお願ひいたします。

平成26年度 今帰仁村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険税		547,218,000	268,939,550	223,908,830	9,162,100	35,868,620	323,309,170
	1 国民健康保険税	547,218,000	268,939,550	223,908,830	9,162,100	35,838,620	323,309,170
2 一般負担金		4,000	0	0	0	0	4,000
	1 一部負担金	4,000	0	0	0	0	4,000
3 使用料及び手数料		516,000	410,400	410,400	0	0	105,600
	1 手 数 料	516,000	410,400	410,400	0	0	105,600
4 国庫支出金		844,476,000	722,208,776	722,208,776	0	0	122,267,224
	1 国庫負担金	505,897,000	416,062,776	416,062,776	0	0	89,834,224
	2 国庫補助金	338,579,000	306,146,000	306,146,000	0	0	32,433,000
5 療養給付金交付金		70,996,000	70,084,000	70,084,000	0	0	912,000
	1 療養給付金交付金	70,966,000	70,084,000	70,084,000	0	0	912,000
6 前期高齢者交付金		117,330,000	117,066,315	117,066,315	0	0	263,685
	1 前期高齢者交付金	117,330,000	117,066,315	117,066,315	0	0	263,685
7 県 支 出 金		147,046,000	129,771,670	129,771,670	0	0	17,274,330
	1 県 負 担 金	18,938,000	17,182,670	17,182,670	0	0	1,755,330
	2 県 補 助 金	128,108,000	112,589,000	112,589,000	0	0	15,519,000
8 連 合 会 支 出 金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 連 合 会 補 助 金	2,000	0	0	0	0	2,000
9 共 同 事 業 交 付 金		322,144,000	322,144,796	322,144,796	0	0	△796
	1 共 同 事 業 交 付 金	322,144,000	322,144,796	322,144,796	0	0	△796

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 財産収入	1,000	0	0	0	0	1,000
11 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000
12 繰入金		248,157,000	248,155,307	248,155,307	0	0	1,693
	1 他会計繰入金	248,156,000	248,155,307	248,155,307	0	0	693
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
13 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 繰越金	2,000	0	0	0	0	2,000
14 諸収入		124,000	6,036,993	6,013,373	0	23,620	△5,889,373
	1 延滞金、加算金料 及 及び 過	113,000	620,800	620,800	0	0	△507,800
	2 預金利子	1,000	30,924	30,924	0	0	△29,924
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑収入	9,000	5,385,269	5,361,649	0	23,620	△5,352,649
14 村債		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 広域化等支援 基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		2,298,019,000	1,884,817,807	1,839,763,467	9,162,100	35,892,240	458,255,533

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		46,272,000	44,644,901	0	1,627,099	1,627,099
	1 総務管理費	33,475,000	32,212,006	0	1,262,994	1,262,994
	2 徴税費	12,717,000	12,419,025	0	297,975	297,975
	3 運営協議会費	80,000	13,870	0	66,130	66,130
2 保険給付費		1,241,997,000	1,091,839,700	0	150,157,300	150,157,300
	1 療養諸費	1,046,475,000	927,141,639	0	119,333,361	119,333,361
	2 高額療養費	181,052,000	151,291,551	0	29,760,449	29,760,449
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 助産諸費	13,868,000	13,026,510	0	841,490	841,490
	5 葬祭諸費	600,000	380,000	0	220,000	220,000
3 後期高齢者支援金等		216,798,000	216,795,959	0	2,041	2,041
	1 後期高齢者支援金等	216,798,000	216,795,959	0	2,041	2,041
4 前期高齢者納付金等		173,000	171,139	0	1,861	1,861
	1 前期高齢者納付金等	173,000	171,139	0	1,861	1,861
5 老人保健拠出金		9,000	7,751	0	1,249	1,249
	1 老人保健拠出金	9,000	7,751	0	1,249	1,249
6 介護納付金		117,050,000	117,049,622	0	378	378
	1 介護納付金	117,050,000	117,049,622	0	378	378
7 共同事業拠出金		301,031,000	301,027,799	0	3,201	3,201
	1 共同事業拠出金	301,031,000	301,027,799	0	3,201	3,201

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
8 保健施設費		26,772,000	25,592,642	0	1,179,358	1,179,358
	1 特定健康診査等事業費	12,943,000	12,469,852	0	473,148	473,148
	2 保健施設費	13,829,000	13,122,790	0	706,210	706,210
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 公債費		1,005,000	997,835	0	7,165	7,165
	1 公債費	1,005,000	997,835	0	7,165	7,165
11 諸支出金		24,535,000	24,047,576	0	487,424	487,424
	1 償還金及び還付加算金	24,535,000	24,047,576	0	487,424	487,424
12 繰上充用金		317,376,000	317,375,356	0	644	644
	1 繰上充用金	317,376,000	317,375,356	0	644	644
13 予備費		5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000
	1 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000
歳出合計		2,298,019,000	2,139,550,280	0	158,468,720	158,468,720

歳入歳出差引残額 △299,786,813 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は歳入歳出差引不足額 299,786,813 円
 この為翌年度繰上充用金 299,786,813 円

平成27年7月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

16ページ以降の歳入歳出決算事項別の明細書につきましては、割愛させていただきます。お手元57ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		1,839,763,467 円
2. 歳出総額		2,139,550,280 円
3. 歳入歳出差引額		△299,786,813 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額		△299,786,813 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第15. 「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第3号

平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

お手元に決算書は配付しておりますけれども、福祉保健課長のほうから説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん それでは後期高齢者医療特別会計、平成26年度の歳入歳出決算書を

ご説明いたします。

お手元の決算書 2 ページ、3 ページをお開きください。

平成26年度 今帰仁村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	39,067,000	38,580,349	37,348,676	292,893	938,780	1,718,324
	1 後期高齢者医療保険料	39,067,000	38,580,349	37,348,676	292,893	938,780	1,718,324
2	使用料及び手数料	41,000	27,600	27,600	0	0	13,400
	1 手 数 料	41,000	27,600	27,600	0	0	13,400
4	繰 入 金	43,961,000	43,962,346	43,962,346	0	0	△1,346
	1 一般会計繰入金	43,961,000	43,962,346	43,962,346	0	0	△1,346
5	繰 越 金	1,247,000	1,246,650	1,246,650	0	0	350
	1 繰 越 金	1,247,000	1,246,650	1,246,650	0	0	350
6	諸 収 入	668,000	804,254	804,254	0	0	△136,254
	1 延滞金、加算金 及 び 過 料	2,000	0	0	0	0	2,000
	2 償還金及び 還 付 加 算 金	11,000	150,156	150,156	0	0	△139,156
	3 預 金 利 子	1,000	3,098	3,098	0	0	△2,098
	4 雑 入	654,000	651,000	651,000	0	0	3,000
歳 入 合 計		84,984,000	84,621,199	83,389,526	292,893	938,780	1,594,474

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		4,443,000	4,099,406	0	343,594	343,594
	1 総務管理費	3,403,000	3,077,813	0	325,187	325,187
	2 徴収費	1,040,000	1,021,593	0	18,407	18,407
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		80,131,000	78,471,604	0	1,659,396	1,659,396
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	80,131,000	78,471,604	0	1,659,396	1,659,396
3 保健福祉事業費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 保健福祉事業費	3,000	0	0	3,000	3,000
4 諸支出金		407,000	145,558	0	261,442	261,442
	1 償還金及び還付加算金	406,000	145,558	0	261,442	260,442
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		84,984,000	82,716,568	0	2,267,432	2,267,432

歳入歳出差引残額 672,958 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は歳入歳出差引不足額 0 円
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成27年7月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。後ほどご確認ください。
続きまして25ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		83,389,526 円
2. 歳出総額		82,716,568 円
3. 歳入歳出差引額		672,958 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額		672,958 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第16. 「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第4号

平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

お手元に決算認定書を送付してございますので、それに基づいて建設課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 それでは平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について、その概要をご説明します。

平成26年度 今帰仁村簡易水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源 充当額	合 計			
第1款 事業収益	366,200,000	2,500,000	0	368,700,000	368,043,810	△656,190	14,367,044
第1項 営業収益	205,452,000	0	0	205,452,000	200,312,152	△5,139,848	14,367,044
第2項 営業外収益	160,745,000	2,500,000	0	163,245,000	167,731,658	4,486,658	0
第3項 特別利益	3,000	0	0	3,000	0	△3,000	0

支出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (内、仮払 消費税及び 地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 事業費	426,886,000	18,501,000	0	0	0	445,387,000	0	445,387,000	435,224,921	0	10,162,079	8,698,402
第1項 営業費用	390,100,000	18,031,000	0	0	0	408,131,000	0	408,131,000	400,153,084	0	7,977,916	8,604,523
第2項 営業外費用	34,763,000	0	0	0	0	34,763,000	0	34,763,000	32,877,717	0	1,885,283	0
第3項 特別損失	1,023,000	470,000	706,000	0	0	2,199,000	0	2,199,000	2,194,120	0	4,880	93,879
第4項 予備費	1,000,000	0	△706,000	0	0	294,000	0	294,000	0	0	294,000	0

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方 消費税)
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	607,662,000	104,000,000	711,662,000	0	0	711,662,000	708,660,000	△3,002,000	0
第1項 企業債	199,000,000	0	199,000,000	0	0	199,000,000	199,000,000	0	0
第2項 補助金	398,000,000	0	398,000,000	0	0	398,000,000	398,000,000	0	0
第3項 出資金	10,660,000	1,000,000	11,660,000	0	0	11,660,000	11,660,000	0	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第5項 その他資本収入	1,000	103,000,000	103,001,000	0	0	103,001,000	100,000,000	△3,001,000	0

支 出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額				不 用 額	備 考 (内、仮払消 費税及び地方 消費税)
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	継続費 通次繰 越額	合 計		地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的支出	685,310,000	26,350,000	0	0	711,660,000	0	0	711,660,000	708,743,495	0	0	0	2,916,505	46,980,693
第1項 建設改良費	640,253,000	20,150,000	0	0	660,403,000	0	0	660,403,000	658,489,223	0	0	0	1,913,777	46,980,693
第2項 企業債償還金	44,055,000	6,200,000	0	0	50,255,000	0	0	50,255,000	50,254,272	0	0	0	728	0
第3項 国庫補助金返還金	1,000	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	0
第4項 その他資本的支出	1,000	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	0
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額83,495円は、当年度分損益勘定留保資金83,495円で補てんした。

平成26年度 今帰仁村簡易水道事業損益計算書
 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	185,203,738		
	(2) 受託工事収益	0		
	(3) その他営業収益	<u>741,370</u>	185,945,108	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	15,967,982		
	(2) 配水及び給水費	24,296,292		
	(3) 受水費	51,904,692		
	(4) 受託工事費	0		
	(5) 総係費	33,705,630		
	(6) 減価償却費	251,969,814		
	(7) 資産減耗費	13,704,151		
	(8) その他営業費用	<u>0</u>	<u>391,548,561</u>	
	営業損失			205,603,453
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	16,811		
	(2) 他会計補助金	10,840,000		
	(3) 長期前受金戻入	146,627,905		
	(4) 引当金戻入益	0		
	(5) 雑収益	<u>43,927</u>	157,528,643	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	32,877,645		
	(2) 雑支出	<u>829,900</u>	<u>33,707,545</u>	<u>123,821,098</u>
	経常損失			81,782,355
5	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	0		
	(2) 過年度損益修正益	0		
	(3) その他特別利益	<u>0</u>	0	
6	特別損失			
	(1) 固定資産売却損	0		
	(2) 減損損失	0		

(3) 災害による損失	0			
(4) 過年度損益修正損	2,100,241			
(5) 引当金繰入	0			
(6) その他特別損失	0	2,100,241	△	2,100,241
当年度純損失				83,882,596
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				0
当年度未処理欠損金				<u>83,882,596</u>

平成26年度 今帰仁村簡易水道事業貸借対照表

(平成27年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		58,173,509	
ロ 建物	224,260,475		
減価償却累計額	<u>△ 9,384,157</u>	214,876,318	
ハ 構築物	4,896,935,409		
減価償却累計額	<u>△ 159,799,098</u>	4,737,136,311	
ニ 機械及び装置	935,786,545		
減価償却累計額	<u>△ 82,634,702</u>	853,151,843	
ホ 車両運搬具	47,470		
減価償却累計額	<u>0</u>	47,470	
ヘ 工具器具及び備品	98,655		
減価償却累計額	<u>△ 44,396</u>	54,259	
ト 建設仮勘定		<u>24,230,082</u>	
有形固定資産合計			5,887,669,792

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		914,939	
ロ 借地権		<u>0</u>	
無形固定資産合計			914,939

(3) 投資その他の資産

イ 貸倒引当金	<u>△ 0</u>		
投資その他の資産合計			<u>0</u>

固定資産合計		5,888,584,731
2 流動資産		
(1) 現金・預金		352,883,103
(2) 未収金	34,928,183	
貸倒引当金	<u>△ 2,501,000</u>	32,427,183
(3) 貯蔵品		1,833,180
(4) その他流動資産		<u>0</u>
流動資産合計		<u>387,143,466</u>
資産合計		<u>6,275,728,197</u>

負債の部

(単位：円)

3 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	1,732,255,246	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		1,732,255,246
(2) 引当金		0
(3) その他固定負債		<u>0</u>
固定負債額		1,732,255,246
4 流動負債		
(1) 一時借入金		0
(2) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	48,696,814	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		48,696,814
(3) 他会計借入金		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の長期借入金	100,000,000	
ロ その他長期借入金	<u>0</u>	
他会計借入金合計		100,000,000
(4) 未払金		333,218,719
(5) 未払費用		0
(6) 前受金		0

(7) 引当金	994,000	
(8) その他流動負債	1,832	
流動負債合計		482,911,365
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	3,717,828,194	
(2) 収益化累計額	△ 146,627,905	
(3) 建設仮勘定長期前受金	<u>0</u>	
繰延収益合計		<u>3,571,200,289</u>
負債合計		<u>5,786,366,900</u>

資 本 の 部

(単位：円)

6 資本金		
(1) 固有資本金	537,191,517	
(2) 出資金	10,796,297	
資本金合計		547,987,814
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 再評価積立金	0	
ロ 補助金	13,386,600	
ハ 他会計負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	11,869,479	
ホ 寄附金	0	
ヘ 工事負担金	0	
ト その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		25,256,079
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	0	
ニ その他積立金	0	
ホ 当年度未処理欠損金	<u>83,882,596</u>	
利益剰余金合計		△ 83,882,596

剰余金合計	<u>△ 58,626,517</u>
資本合計	<u>489,361,297</u>
負債資本合計	<u><u>6,275,728,197</u></u>

平成26年度 今帰仁村簡易水道事業欠損金計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	欠 損 金										資産合計	
		資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金							
		再 評 価 積 立 金	補 助 金	受 贈 財 産 評 価 額	資 本 剰 余 金 合 計	減 債 積 立 金	利 益 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	そ の 他 積 立 金	未 処 理 欠 損 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当年度末残高	537,191,517	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	0	0	0	562,447,596
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	537,191,517	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	0	0	0	562,447,596
当年度変動額	10,796,297	0	0	0	0	0	0	0	0	△83,882,596	△83,882,596	△73,086,299	
繰入金の受入	11,660,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,660,000	
4条控除対象外消費税 (特定収入分の圧縮) 記帳	△863,703	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△863,703	
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△83,882,596	△83,882,596	83,882,596	
当年度末残高	547,987,814	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	△83,882,596	△83,882,596	489,361,297	

平成26年度 今帰仁村簡易水道事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	547,987,814	25,256,079	△83,882,596
議会の議決による処分類	0	0	0
利益積立金以外の利益剰余金の繰入	0	0	0
資本剰余金の繰入	0	0	0
利益積立金の繰入	0	0	0
処分後残高	547,987,814	25,256,079	(繰越欠損金) △83,882,596

平成26年度 今帰仁村簡易水道事業会計に関する注記

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

・主な耐用年数

建物 2～38年

構築物 2～60年

機械及び装置 2～20年

工具器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

施設利用権 2～19年

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3. その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のもの）のうち、他会計が負担する額は、10,660千円である。

平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算について。

ページ1、2ページですね、収益的収入及び支出の決算額から申し上げますと、収益的収入は、3億6,804万3,810円、収益的支出は、4億3,522万4,921円となっております。

続きまして3ページ、4ページです。次に資本的収入及び支出の決算額は、資本的収入額は7億866万円、資本的支出は7億874万3,495円となっております。あとは業務量について、17ページのほうに書いてあります。まず初めに平成26年度における給水栓数は3,629栓で、前年度より19栓の減少となっております。年間配水量は12万5,414m³、前年度より1万7,979m³の減少で、1日最大給水量は3,661m³、1日平均配水量は3,303m³となっております。その中において、有収水率は88.63%となっております。

工事につきましては、建設改良費等総額6億5,848万9,223円で、国庫補助事業により配水管布設工事を9工区にて実施し、機械・電気計装設備工事を湧川地区にて実施しました。資料については、19ページのほうにあります。また単独事業として、給水管整備工事等を実施し、赤錆水や漏水の解消に努めました。

財政状況につきましては、決算書1ページから2ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明します。

収入では、第1款事業収益の予算額3億6,870万円に対して、決算額3億6,804万3,810円となっており、予算額に比べ65万6,190円の減となり、予算達成率は99.82%です。支出では第1款事業費の予算額4億4,538万7,000円に対して、決算額4億3,522万4,921円となっておりまして、予算執行率は97.72%です。その主な要因は営業費用の修繕費や減価償却費等の減によるものです。

次に資本的収入及び支出についてご説明します。3ページから4ページをお開きください。第1款資本的収入の予算額7億1,166万2,000円に対して、決算額7億866万円で、予算額に比べ300万2,000円の減となり、予算達成率は99.58%です。支出の第1款資本的支出の予算額7億1,166万円に対して、決算額7億874万3,495円となっておりまして、予算執行率は99.59%です。不用額の主な要因は、休職期間延長による職員給与費の不用額となっております。また、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額8万3,495円は、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、損益計算書についてご説明します。決算書5ページをお開きください。1の営業収益1億8,594万5,108円は主に給水収益の水道使用量とその他営業収益の検査手数料等です。2の営業費用3億9,154万8,561円は（1）の原水及び浄水費から（8）のその他営業費用までを合わせた費用で、主に企業局より

購入する受水費と昭和51年より順次整備してきました浄水場や排水池等施設の減価償却費です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は2億560万3,453円で、これに3の営業外収益と企業債の償還金利息等の4営業外費用を加減した計上損失は、8,178万2,355円となっております。6の特別損失は過年度不納欠損処理分等によるものです。これにより事業収益から事業費用を差し引いた当年度純損失は8,388万2,596円となっております。

次に貸借対照表についてご説明します。決算書の6ページをお開きください。まず初めに資産の保有状況を示す資産の部は、固定資産の合計58億8,858万4,731円と流動資産の合計3億8,714万3,466円を加えた62億7,572万8,197円が資産の合計となっております。

次に決算書の7ページから8ページをお開きください。資金の調達源泉である負債と資本は、負債の部の負債合計57億8,636万6,900円と資本の部の資本金合計額5億4,798万7,814円と剰余金合計額減の5,862万6,517円を加えた62億7,572万8,197円が負債と資本の総額となっております。

決算書の13ページ以降については、参考書類としての決算附属書類を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定についての概要説明とします。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第17. 「報告第6号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第6号

平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事業報告書及び決算報告書はお手元に配付されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第18. 「報告第7号 平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第7号

平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成27年9月18日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

お手元に報告書を配付してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第19. 「現場踏査」を議題とします。

お手元に配りしました日程のとおり、本日は現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定しました。

本日は現場踏査終了後、散会します。

（現場踏査後 散会）